

広島県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年六月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧				
三原市大和町和木一六六七番一地从先から 三原市大和町和木一五番四地先まで			九・七五〇 〇・四〇	二六〇・〇〇	
			九・二〇〇 一九・四〇	二六〇・〇〇	一部拡幅 一部幅員減少